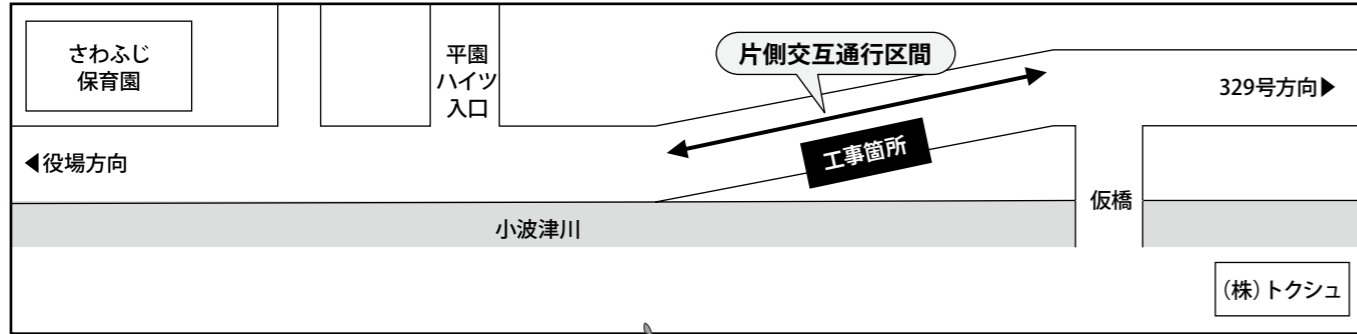


小波津川橋梁工事に伴う一部通行規制



工事期間中、小波津川沿いの町道が一部使用できなくなるため右記の間片側交互通行となります。町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



工事中

片側交互交通規制期間
5月中旬～9月末予定
工事名 小波津川3号車道橋下部工工事(A1-3)
問合せ 建設部 土木課 ☎098-945-4415

手話奉仕員養成講座「入門編」受講生募集

期間: 7月16日(木)～令和3年3月4日(木)
毎週木曜19時～21時 全30回
場所: 前半15回(西原町役場 3階研修・閲覧室)
後半15回(与那原町 コミュニティセンター2階)
※与那原町との合同開催になります。
対象: ・町内在住・在学・在勤の方(全30回講座の内80%以上の出席が可能な方)
・2年間継続して受講が可能な方(令和3年度基礎編開講予定)
・講座(入門編・基礎編)修了後、継続して県主催の手話通訳者養成講座を受講する意志のある方。
※定員超過の場合は選考となります
必要書類: 申込書(下記窓口にあります)・顔写真付きの身分証明書(免許証等)
※持っていない場合は、本人氏名が印字されたもの3点での確認となります

テキスト代
3,300円
のみ

定員10名

募集期限
6月12日

【お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 障がい支援係 ☎098-945-5013

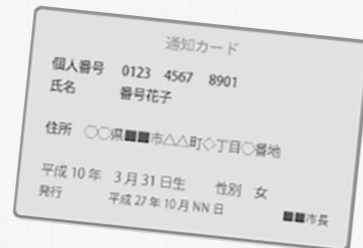
通知カード廃止のお知らせ

マイナンバーをお知らせするために郵送されている通知カードが、令和2年5月25日を目途に廃止される予定です。廃止になると、次のような通知カードに関連する事務が行えなくなります。

- ・通知カードの新規発行および再交付
- ・通知カードの住所や氏名などの記載事項変更等

通知カードの再発行や、住所変更等に伴う記載事項の変更が必要な方は、早めにお手続き下さい。詳細が決定次第、改めて町ホームページなどでお知らせします。

【お問い合わせ】 総務部 町民課 住民係 ☎098-945-5012



《西原町給水工事指定店》

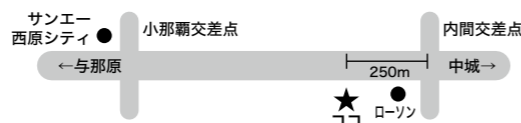
台所・浴室・トイレ
水廻りのリフォーム

水道管取替え工事

お見積り調査無料!!

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2
TEL.882-9155



☎0120-882-916



令和2年度 西原町 当初予算の概要(続き)

主な新規事業

- 福祉**
- 保育士試験受験者支援事業委託料
保育士資格取得のため、町内で保育士として就労予定の方を対象とした保育士試験対策講座を開講します。
 - 保育補助者雇上強化事業補助金
保育士の業務負担の軽減、離職防止を図るため、保育補助者を雇用した保育園に対し、雇上げに必要な費用の一部を補助します。
- 教育**
- GIGAスクール環境整備事業
児童生徒用の1人1台学習端末と高速大容量の校内通信ネットワークの整備を行います。

主な歳出削減内容

- 町政運営**
- 特別職給与…町長の給与25%カット、副町長・教育長の給与15%カット
 - 人員体制…管理職手当の削減、各課配置会計年度任用職員の減
 - 議会運営事業…政務活動費50%カット
- 福祉**
- 敬老祝金交付事業…休止
 - 外出支援サービス事業…休止
 - 介護用品支給事業…休止
 - 福祉機器リサイクル事業…社会福祉協議会において事業実施
 - 重度身体障害者移動支援事業…利用者自己負担額の設定 1回500円
 - ベビースクール事業…利用者自己負担額の設定 1回200円
- 教育**
- 私立幼稚園就園奨励費補助事業…幼児教育・保育の無償化に伴い終了
- その他**
- 合併処理浄化槽設置整備事業…休止

※特徴的なものや町民の皆様に影響のあるものを抜粋しています。

戦没者等のご遺族の皆様へ

第11回 特別弔慰金の請求手続きを忘れずに!

令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、第11回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

次の順位でご遺族1人

- ◆対象
- (1) 弔慰金の受給権者
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等と生計関係を有しており、かつ戦没者と氏が同じである
①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
 - (4) 前記(3)以外の
①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
 - (5) 前記(1)から(4)以外の遺族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

- ◆受付 令和2年6月予定
※受付日時等の詳細については、対象者と思われる方やご家族の方にご案内を送付しますのでご確認ください。

【お問い合わせ】 福祉部 福祉保険課 社会福祉係 ☎098-911-9163



相続 遺言 お悩みではありませんか?

～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備していますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

きゃん 司法書士事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言のことならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス